



宮 崎 県 公 報

平成22年 4 月30日（金曜日） 第 2179 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

<p>規 則</p> <p>○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……（福祉保健課） 1</p> <p>告 示</p> <p>○県税の収納の事務の委託……（税務課） 2</p> <p>○有害興行の指定……（こども家庭課） 3</p> <p>○道路の区域の変更……（道路保全課） 3</p> <p>○道路の供用の開始……（ " " ） 3</p> <p>公 告</p> <p>○基本測量終了の通知……（管理課） 3</p> <p>企業局企業管理規程</p> <p>○企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程…… 4</p>	<p>病院局企業管理規程</p> <p>○病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程…… 4</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>○不在者投票のできる施設の指定…… 5</p> <p>○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…… 5</p> <p>○解散した政治団体の収支報告書の要旨…… 7</p> <p>○資金管理団体の異動及び取消の届出…… 9</p> <p>県議会告示</p> <p>○宮崎県議会議会運営委員会委員の定数…… 9</p> <p>雑 報</p> <p>○一ツ葉有料道路及び小倉ヶ浜有料道路の障害者に対する料金の変更の公告…… 9</p>
--	--

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第23号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表第 1（第 3 条関係） 政令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間	別表第 1（第 3 条関係） 政令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間																
1 収容施設の供与 (1) [略] (2) 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,404,000円</u> 以内とすること。 ウ～キ [略] [略]	1 収容施設の供与 (1) [略] (2) 応急仮設住宅 ア [略] イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,387,000円</u> 以内とすること。 ウ～キ [略] [略]																
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) [略] (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とすること。 なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。 ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) [略] (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とすること。 なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。 ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯																
<table border="1" style="display: inline-table; margin: 0 auto;"> <tr> <th>季</th> <th>期間</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人</th> </tr> </table>	季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人	<table border="1" style="display: inline-table; margin: 0 auto;"> <tr> <th>季</th> <th>期間</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上1人</th> </tr> </table>	季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人
季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人										
季	期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人										

別		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	を増すごとに 加算する額
夏	4月から	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400円
季	9月まで	円	円	円	円	円	
冬	10月から	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500円
季	3月まで	円	円	円	円	円	

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏	4月から	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400円
季	9月まで	円	円	円	円	円	
冬	10月から	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300円
季	3月まで	円	円	円	円	円	

(4) [略]
[略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]
(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 199,000円、小人 159,200円以内とすること。
(4) [略]
[略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]
(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 137,500円以内とすること。
(3) [略]
[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の9の(3)の規定は、平成22年4月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 273号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成22年4月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号
- (2) 国分グロースーヴチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号
- (3) 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
- (4) 株式会社ココストアイースト 茨城県土浦市小松二丁目13番1号
- (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反町1番地

別		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	を増すごとに 加算する額
夏	4月から	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300円
季	9月まで	円	円	円	円	円	
冬	10月から	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400円
季	3月まで	円	円	円	円	円	

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

季	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏	4月から	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400円
季	9月まで	円	円	円	円	円	
冬	10月から	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300円
季	3月まで	円	円	円	円	円	

(4) [略]
[略]

9 埋葬

(1)・(2) [略]
(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人 201,000円、小人 160,800円以内とすること。
(4) [略]
[略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]
(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,200円以内とすること。
(3) [略]
[略]

- (6) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号
 - (7) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
 - (8) 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
 - (9) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900番地
 - (10) 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
 - (11) 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 - (12) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 - (13) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
 - (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
 - (15) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号
- 2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第9号に規定する自動車税

3 委託した収納取扱期間

平成22年5月1日から平成22年8月31日まで

宮崎県告示第274号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年4月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
22年-1	映画	寝乱れ人妻の妹	渡邊(元)組 ＜オーピー映画＞	平成22年4月19日
22-2	映画	最後のラブドール 私、大人のオモチャ止めました	友松組 ＜新日本映像＞	
22-3	映画	コスプレ挑発 おしゃぶりエッチ	関根組 ＜オーピー映画＞	
22-4	映画	移り気若妻の熱い舌技	友松組 ＜オーピー映画＞	
22-5	映画	異常体験 いじくり変態汁	池島組 ＜オーピー映画＞	
22-6	映画	エンター・ザ・ボイド (原題) ENTER THE VOID	コムストック・グループ (フランス)	
22-7	映画	サバイバル・オブ・ザ・デッド (原題) SURVIVAL OF THE DEAD	プレジディオ (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年4月30日から平成22年5月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道218号	西臼杵郡日之影町大字七折字殿上1820番1地先から同郡同町同大字同字1743番1地先まで	旧	15.0 ~ 42.0	219.4
				新	16.5 ~ 45.0	219.4

宮崎県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年4月30日から平成22年5月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年4月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道218号	西臼杵郡日之影町大字七折字殿上1820番1地先から同郡同町同大字同字1743番1地先まで	平成22年4月30日

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、平成21年宮崎県公報第2086号による基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)が平成22年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成22年4月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年 4 月30日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 2 号

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

企業局事務決裁規程（平成 3 年宮崎県企業局企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後						
別表第 1（第 3 条関係）							別表第 1（第 3 条関係）						
事 項	専 決 区 分						事 項	専 決 区 分					
	本 庁					出先機関		本 庁					出先機関
	副局長	課長	課長補佐	担当	所長	副所長		副局長	課長	課長補佐	担当	所長	副所長
[略]							[略]						
8 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び児童手当の認定に関すること。							8 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び子ども手当の認定に関すること。						
[略]							[略]						
[略]							[略]						

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成22年 4 月30日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第 5 号

病院局事務の決裁及び委任に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院局事務の決裁及び委任に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
事 務	事 項	管理者	専決区分			事 務	事 項	管理者	専決区分		
			次長	課長	課長補佐				次長	課長	課長補佐
[略]						[略]					
職員の服務等に関する事務	[略]					職員の服務等に関する事務	[略]				
	11 本庁の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。						11 本庁の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。				
	[略]						[略]				
[略]						[略]					
別表第 2（第 5 条関係）						別表第 2（第 5 条関係）					
病 院 長 の 専 決 事 項						病 院 長 の 専 決 事 項					
1～3 [略]						1～3 [略]					
4 所属職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手						4 所属職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手					

当及び児童手当の認定に関すること。

5～12 [略]

別表第 3（第 5 条関係）

事務局長専決事項	看護部長専決事項	事務次長専決事項	主務課長専決事項
[略]	[略]	1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 。 2～3 [略]	[略]

当及び子ども手当の認定に関すること。

5～12 [略]

別表第 3（第 5 条関係）

事務局長専決事項	看護部長専決事項	事務次長専決事項	主務課長専決事項
[略]	[略]	1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 。 2～3 [略]	[略]

附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の病院局事務の決裁及び委任に関する規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成22年4月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

名 称	変更事由	新旧の別	変 更 内 容
医療法人建悠会 吉田病院	施設 の 名 称	新	医療法人建悠会吉田病院
		旧	医療法人悠生会吉田病院

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

1 設立届

○政党

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党宮崎県参議院選挙区第一支部	松 下 新 平	田 中 宗 樹	宮崎市橋通東1-6-1朝日屋ビル1階	参議院議員	平成22年3月24日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
霧島盆地政経研究会	加 藤 正 則	楡 田 正 男	都城市吉尾町 723番地30	平成22年3月5日
そのまんまさいとうゆきお後援会	齊 藤 幸 夫	齊 藤 幸 夫	宮崎市広島1-16-1 サンモール広島 902	平成22年3月9日
三和会	吉 野 忠 明	吉 野 鈴 子	西都市大字三宅2647	平成22年3月19日
民間の知恵と活力を生かす会	鮫 島 稔 明	鮫 島 由 美 子	小林市細野 205番地	平成22年3月24日
実藤けんじ後援会	吉 田 厚	田 中 康 広	串間市大字本城5620	平成22年3月25日

輝く「新小林を創る会」	海老原 隆 文	肥 後 欣 子	小林市細野 220番地	平成22年 3月29日
-------------	---------	---------	-------------	-------------

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県ときわ会支部	主たる事務所の所在地	宮崎市清武町木原5573	宮崎市吉村町今村4148	平成22年 3月15日
	代 表 者	櫛 間 幸 徳	嶋 田 秀 男	
自由民主党高千穂支部	主たる事務所の所在地	西臼杵郡高千穂町大字田原3196	西臼杵郡高千穂町大字岩戸 796-3	平成22年 3月23日
	代 表 者	富 高 健 一 郎	熊埜御堂 勝 彦	
	会 計 責 任 者	谷 川 秀 憲	佐 藤 哲 章	
自由民主党宮整振支部	代 表 者	豊 増 正 和	渡 辺 嘉 隆	平成22年 3月24日
自由民主党清武支部	政 治 団 体 の 名 称	自由民主党清武支部	自由民主党清武町支部	平成22年 3月29日
自由民主党宮崎県宮崎市第一支部	政 治 団 体 の 名 称	自由民主党宮崎県宮崎市第一支部	自由民主党宮崎県宮崎郡第一支部	平成22年 3月30日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
日本商工連盟宮崎県地区連合会	代 表 者	清 本 英 男	中 島 勝 美	平成22年 3月 1日
幸福実現党宮崎後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市中村東1丁目2番24号シティーコーポ大淀	宮崎市吉村町曾師前甲3168	平成22年 3月 1日
幸福実現党宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市中村東1丁目2番24号シティーコーポ大淀	宮崎市吉村町曾師前甲3168	平成22年 3月 1日
全国林業政治連盟宮崎県支部	代 表 者	坂 東 和 生	島 田 俊 光	平成22年 3月 3日
	会 計 責 任 者	上 米 良 真	駒 田 勤	
日向地区建設業政治連盟	主たる事務所の所在地	日向市中町1番地	日向市南町3番7号	平成22年 3月 3日
黒木ひろし後援会	会 計 責 任 者	黒 木 鈴 子	黒 木 哲	平成22年 3月 3日
山本充志後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市中村東1丁目2番24号シティーコーポ大淀	宮崎市吉村町曾師前甲3168	平成22年 3月15日
宮崎県電気工事業政治連盟	代 表 者	安 田 耕 一	岸 田 進 喜	平成22年 3月15日
宮崎県土地家屋調査士政治連盟	代 表 者	湯 地 達 也	定 和 孝	平成22年 3月15日
宮崎県農民連盟	会 計 責 任 者	森 敏 郎	山 口 晃 司	平成22年 3月15日
宮崎県珠算普及政治連盟	代 表 者	鈴 木 光 徳	安 岡 賢 雄	平成22年 3月16日
松田茂徳後援会	代 表 者	松 田 茂 徳	山 本 和 興	平成22年 3月17日
	会 計 責 任 者	松 田 利 江	松 田 茂 徳	
宮崎道公後援会	代 表 者	藤 原 和 博	岡 村 勝 繁	平成22年 3月18日
黒木睦郎後援会	政 治 団 体 の 名 称	黒 木 睦 郎 後 援 会	黒 木 む つ ろ う 後 援 会	平成22年 3月18日
宮崎県社会保険労務士政治連盟	会 計 責 任 者	橋 口 剛 和	川 越 雄 一	平成22年 3月19日
内田理佐後援会	代 表 者	内 田 理 佐	下 田 英 樹	平成22年 3月23日
河野憲次後援会	会 計 責 任 者	横 山 治 己	横 山 厚 夫	平成22年 3月24日
和芽会	会 計 責 任 者	山 尾 三 喜 年	前 本 尚 登	平成22年 3月24日
宮崎県自動車整備政治連盟	代 表 者	豊 増 正 和	渡 辺 嘉 隆	平成22年 3月24日
菊田彦市後援会	会 計 責 任 者	川 邊 信 行	菊 田 鐵 之 助	平成22年 3月25日
江内谷みつよし後援会	代 表 者	溝 添 正 義	水 間 次 雄	平成22年 3月26日
	会 計 責 任 者	江 内 谷 満 義	中 村 利 孝	

宮崎県歯科医師連盟西都児湯支部	会 計 責 任 者	相 澤 隆	黒 木 康 夫	平成22年3月29日
太志会	会 計 責 任 者	黒 木 一 美	村 田 薫	平成22年3月29日
宮崎県医薬品登録販売者政治連盟	政 治 団 体 の 名 称	宮崎県医薬品登録販売者政治連盟	宮崎県薬種商政治連盟	平成22年3月31日
来住一人後援会	政 治 団 体 の 名 称	来 住 一 人 後 援 会	来住一人日本共産党後援会	平成22年3月31日
	代 表 者	永 岩 秀 夫	丸 目 夏 雄	

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浜砂まつお後援会	浜 砂 武 正	浜 砂 正 己	西都市大字南方3452-3	平成22年3月10日
下津佐善治後援会	畠 中 三 郎	下津佐 篤 子	小林市大字東方2163-3	平成22年3月15日
下津佐善治を育てる会	下津佐 善 治	上 野 孝 孝	小林市大字東方2163-3	平成22年3月15日
21世紀 100年の県政をめざす会	日 高 義 幸	甲 斐 孝 利	宮崎市薫る坂2丁目17-15	平成22年3月17日
工栄会	工 藤 悟	小 川 輝 久	西臼杵郡日之影町大字七折2926-1	平成22年3月17日
工藤悟後援会	甲 斐 正 吉	福 川 弘 明	西臼杵郡日之影町大字七折3442	平成22年3月17日
三和会 (吉野かずひろ後援会)	吉 野 忠 明	吉 野 鈴 子	西都市大字三宅2647	平成22年3月18日
黒木睦郎後援会	佐 藤 公 一	工 藤 泰 郷	西臼杵郡高千穂町大字上野 259	平成22年3月18日
岩順会	岩 切 順 子	小 倉 幾 子	宮崎市大塚町大迫北平4119-1	平成22年3月25日
井上てるや後援会	井 上 照 也	池 田 晃 也	西都市平郡 549-3	平成22年3月30日
金子盛光後援会	宮 原 重 信	金 子 由 美 子	延岡市稲葉崎町 3-1545	平成22年3月30日
外山良則後援会	宮 永 征 昭	外 山 カ ッ 子	宮崎市高岡町高浜 790-2	平成22年3月30日
黒木こういちろう後援会 「みらい」	黒 木 恒 一 郎	三 好 俊 宏	宮崎市清武町加納 2丁目4-2 メモワール 3 1 F	平成22年3月31日

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年 4 月 30 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 浜砂まつお後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	77,793円
ア 前年繰越額	77,793円
イ 本年収入額	0円

(2) 支出総額	67,423円
----------	---------

2 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	29,450円
ウ 備品・消耗品費	29,450円
イ 政治活動費	37,973円
ア 組織活動費	21,990円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	15,983円
合 計	67,423円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,370円
ア 前年繰越額	10,370円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	10,370円

2 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	9,880円
ウ 備品・消耗品費	9,880円
イ 政治活動費	490円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	490円
合 計	10,370円

政治団体の名称 下津佐善治後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	25,000円
ア 前年繰越額	25,000円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	25,000円
ア 前年繰越額	25,000円

イ 本年收入額	0円	(平成20年分)	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称 下津佐善治を育てる会		(1) 収入総額	<u>0円</u>
(平成21年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額	<u>30,000円</u>	合 計	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	30,000円	(平成21年分)	
イ 本年收入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	(1) 収入総額	<u>0円</u>
(平成22年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額	<u>30,000円</u>	合 計	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	30,000円	政治団体の名称 黒木睦郎後援会	
イ 本年收入額	0円	(平成21年分)	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	1 収入・支出の総額	
(平成21年分)		(1) 収入総額	<u>0円</u>
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額	<u>19,390円</u>	イ 本年收入額	0円
ア 前年繰越額	19,390円	合 計	<u>0円</u>
イ 本年收入額	0円	(平成22年分)	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称 21世紀 100年の県政をめざす会		(1) 収入総額	<u>0円</u>
(平成21年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額	<u>19,390円</u>	合 計	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	19,390円	政治団体の名称 岩順会	
イ 本年收入額	0円	(平成21年分)	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称 工栄会		(1) 収入総額	<u>0円</u>
(平成21年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額	<u>0円</u>	合 計	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	0円	(平成22年分)	
イ 本年收入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	(1) 収入総額	<u>0円</u>
政治団体の名称 工藤悟後援会		ア 前年繰越額	0円
(平成21年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		合 計	<u>0円</u>
(1) 収入総額	<u>13,080円</u>	政治団体の名称 井上てるや後援会	
ア 前年繰越額	13,080円	(平成21年分)	
イ 本年收入額	0円	1 収入・支出の総額	
(2) 支出総額	<u>0円</u>	(1) 収入総額	<u>0円</u>
政治団体の名称 三和会 (吉野かずひろ後援会)		ア 前年繰越額	0円
(平成18年分)		イ 本年收入額	0円
1 収入・支出の総額		合 計	<u>0円</u>
(1) 収入総額	<u>0円</u>	政治団体の名称 金子盛光後援会	
ア 前年繰越額	0円	(平成21年分)	
イ 本年收入額	0円	1 収入・支出の総額	
合 計	<u>0円</u>	(1) 収入総額	<u>0円</u>
(平成19年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年收入額	0円
(1) 収入総額	<u>0円</u>	合 計	<u>0円</u>
ア 前年繰越額	0円	政治団体の名称 金子盛光後援会	
イ 本年收入額	0円	(平成21年分)	
合 計	<u>0円</u>	1 収入・支出の総額	
		(1) 収入総額	<u>0円</u>
		ア 前年繰越額	0円

イ 本年收入額	0円
合 計	0円
政治団体の名称 外山良則後援会 (平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
合 計	0円

政治団体の名称 黒木こういちろう後援会「みらい」 (平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
合 計	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
合 計	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体届出事項の異動及び指定の取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 4 月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 異動届

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
いもと会	公 職 の 種 類	宮崎県議会議員（候補者等）	宮 崎 県 議 会 議 員	平成22年 3 月 5 日

2 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
工 藤 悟	宮崎県議会議員西臼杵郡選挙区	工栄会	工 藤 悟	西臼杵郡日之影町大字七折2926- 1	平成22年 3 月17日
下津佐 善 治	小林市議会議員	下津佐善治を育てる会	下津佐 善 治	小林市大字東方2163- 3	平成22年 3 月15日
岩 切 順 子	宮崎市議会議員	岩順会	岩 切 順 子	宮崎市大塚町大迫北平 41119- 1	平成22年 3 月25日
黒 木 恒一郎	清武町長（候補者となろうとする者）	黒木こういちろう後援会「みらい」	黒 木 恒一郎	宮崎市清武町加納 2 丁目 4 - 2 メモワール 3 1 F	平成22年 3 月31日

県議会告示

宮崎県議会告示第 2 号

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）第 4 条の規定により、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数を 9 人と定めた。

なお、宮崎県議会議会運営委員会委員の定数（平成19年 5 月31日宮崎県議会告示第 7 号）は、廃止する。

平成22年 4 月30日

宮崎県議会議長 中 村 幸 一

雑 報

宮崎県道路公社公告第 1 号

一ツ葉有料道路及び小倉ヶ浜有料道路の障害者に対する料金の優遇措置の対象となる別表を次のとおり変更し、平成22年 4 月 1 日から適用したので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第25条第 1 項の規定により公告する。

平成22年 4 月30日

宮崎県道路公社理事長 高 柳 憲 一

別表

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級
肢 体 不 自 由	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由	1 級、2 級及び 3 級の 1
	体幹不自由	1 級から 3 級までの各級
内 部 障 害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能障害	1 級から 3 級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害	1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害	1 級から 4 級までの各級

害	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級から 3 級までの各級
	小腸機能障害	1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 4 級までの各級
	肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級

実施年月日 平成22年 4 月 1 日